

川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民健康づくり運動推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 健康福祉局長は、市民の健康づくりに関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 川崎市健康増進計画の推進に関する事。
- (2) 川崎市健康増進計画の評価の検討に関する事。
- (3) その他健康づくり運動の推進に必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者20名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 保健衛生関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域団体等の代表者
- (4) 職域団体・企業等の代表者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員

(就任期間)

第4条 委員の就任期間は、原則2年間とする。

2 補充による場合の就任期間は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課に置く。

(懇談会の招集)

第6条 懇談会は、事務局が必要に応じて招集するものとする。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の公開等については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年条例第2号）によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、市民健康づくり運動推進会議設置運営要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。